

質問第一一二号

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会及び協同組合総会等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年六月十五日

古賀之士

参議院議長 山東昭子 殿

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた株主総会及び協同組合総会等に関する質問主意書

株主総会の対応については、昨年四月十五日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」という文書が新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会名で出され、また同年四月二十八日に「継続会（会社法三百七十七条）について」が金融庁、法務省、経済産業省の連名で出されている。この点について質問する。

一 今年の株主総会について、政府はどのような対応を取っているか、示されたい。仮に対応が取られていないとすれば、株式会社にとれほど周知されていると認識しているか、併せて示されたい。

二 中小企業等協同組合法等により、協同組合の総会の手続きが定められている。株式会社の株主総会については前述の文書が出されていたが、協同組合の総会についてはどのような対応が取られていたのか。

また、今年の協同組合の総会について、政府はどのような対応を取っているか、示されたい。仮に対応が取られているとすれば、昨年及び今年、協同組合にとれほど周知されていると認識しているか、併せて示されたい。

右質問する。